



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月31日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課) 1
- ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) 5
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 5
- ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 6
- ※職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則(人事課) 7

○ 訓 令

- ※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) 7
- ※滋賀県事務決裁規程の一部改正(人事課) 7

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第23号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総合企画部の款CO₂ネットゼロ推進課の項中「計画調整係」を「ムーブメント推進係」に改め、同表情報政策課の項中「情報政策課」を「DX推進課」に、「県庁デジタル化推進係」を「県庁DX推進係」に改め、同表統計課の項中「人口経済統計係、商工統計係、農林学事統計係」を「人口社会統計係、学事産業統計係」に改め、同表総務部の表行政経営推進課の項中「経営企画係」の右に「業務改革係」を加え、同表検査課の項を削り、同表文化スポーツ部の表国スポ・障スポ大会課の項を次のように改める。

国スポ・障スポ大会局	
------------	--

第4条第1項の表文化スポーツ部の表競技力向上対策課の項を削り、同表健康医療福祉部の表感染症対策課の項中「医療調整係、療養支援係」を「医療調整第一係、医療調整第二係」に改め、同表健康寿命推進課の項中「がん・疾病対策・母子保健係」を「がん・疾病対策係、母子保健・周産期係」に改め、同表商工観光労働部の表商工政策課の項中「企画・イノベーション推進係、振興・海外展開支援係」を「企画調整係、イノベーション・海外展開支援係」に改め、同表労働雇用政策課の項中「能力開発・人材育成係、多様な働き方推進係、雇用確保・就労支援係」を「能力開発支援係」に改め、同表農政水産部の表食のブランド推進課の項を次のように改める。

みらいの農業振興課	管理係、水田農業・作物振興係
-----------	----------------

第4条第1項の表農政水産部の表農業経営課の項を削り、同表畜産課の項中「食肉流通係」を削り、同表第2項の表情報政策課の表を次のように改める。

DX推進課	地域DX連携推進室	
-------	-----------	--

第4条第2項の表スポーツ課の表の次に次のように加える。

国スポ・障スポ大会局	総務企画室	総務企画係、広報・県民運動係、全国障害者スポーツ大会係
	競技・式典室	競技係、県運営競技係、式典係
	施設調整室	会場調整係、宿泊・輸送係

	競技力向上対策室	管理係、競技力向上係
--	----------	------------

第4条第2項の表子ども・青少年局の款の次に次のように加える。

労働雇用政策課	産業ひとづくり推進室	
---------	------------	--

第4条第2項の表観光振興局の款観光企画室の項中「企画・管理係、ニューツーリズム推進係」を削り、同款観光推進室の項中「観光推進室」を「シガリズム推進室」に改め、同表農業経営課の款を次のように改める。

みらいの農業振興課	地域農業戦略室	戦略推進係、普及革新係
	食のブランド推進室	マーケティング係、地消地産係、園芸振興係
	みどりの食料戦略室	環境こだわり農業係、環境・獣害対策係
畜産課	近江牛流通対策室	

第5条第2項の表管理課の項中「財務管理係」の右に「、契約指導係」を加え、同項の次に次のように加える。

工事検査課	
-------	--

第5条第2項の表会計課の項中「資金管理・国費係、出納係」を「資金管理・出納係」に改める。

第6条の表知事公室の部広報課の款第6号および総合企画部の部情報政策課の款中「情報政策課」を「DX推進課」に改め、同款中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同款第13号中「ICT」を「DX・ICT」に改め、同号を同款第14号とし、同款中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) DX・ICT施策の推進に関すること。

第6条の表総合企画部の部情報政策課の款地域デジタル化連携推進室の項中「地域デジタル化連携推進室」を「地域DX連携推進室」に改め、同項第2号中「ICT施策」を「DX・ICT施策」に改め、同部統計課の款第12号中「労働統計」を「統計」に改め、同款第13号中「事業所、」を削り、「経済統計」を「統計」に改め、同款第15号中「商工業統計」を「経済構造統計」に改め、同款第16号中「農林水産業統計」を「農林業統計」に改め、同表総務部の部行政経営推進課の款第9号を同款第10号とし、同款第8号中「健康経営」の右に「およびダイバーシティ」を加え、同号を同款第9号とし、同款第7号の次に次の1号を加える。

(8) 業務改革の推進に関すること。

第6条の表総務部の部検査課の款を削り、同表文化スポーツ部の部文化財保護課の款中第14号を第15号とし、第1号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同款に第1号として次の1号を加える。

(1) 課内の庶務に関すること。

第6条の表文化スポーツ部の部国スポ・障スポ大会課の款を次のように改める。

国スポ・障スポ大会局	総務企画室	(1) 局内の庶務に関すること。 (2) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の総合的な企画および調整に関すること。 (3) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の広報、県民運動、募金および企業協賛に関すること。 (4) 全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。
	競技・式典室	(1) 国民スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。 (2) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。
	施設調整室	(1) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の施設に関すること。 (2) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備および消防に関すること。
	競技力向上対策室	(1) 競技力の向上に関すること。

第6条の表文化スポーツ部の部競技力向上対策課の款を削り、同表健康医療福祉部の部子ども・青少年局の款子育て支援室の項に次の1号を加える。

(9) 児童手当に関すること。

第6条の表健康医療福祉部の部子ども・青少年局の款家庭支援推進室の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表商工観光労働部の部労働雇用政策課の款第21号から第27号までを削り、同款に次のように加える。

	産業ひとづくり推	(1) 雇用支援施策の連絡調整に関すること。
--	----------	------------------------

	進室	<ul style="list-style-type: none"> (2) 労働市場の把握に関する事。 (3) 雇用の安定および促進に関する事。 (4) 労働力の確保に関する事。 (5) 企業の事業活動を担う人材の育成および確保に関する事。 (6) 就職の支援に関する事。 (7) 多様な働き方の推進に関する事。
--	----	---

第6条の表商工観光労働部の部観光振興局の款観光企画室の項に次の3号を加える。

- (8) 県産品の振興および販路拡大に関する事。
- (9) ここ滋賀に関する事。
- (10) ブランド施策の推進に関する事。

第6条の表商工観光労働部の部観光振興局の款観光推進室の項中「観光推進室」を「シガリズム推進室」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同項第7号を同項第4号とし、同表農政水産部の部食のブランド推進課の款を次のように改める。

みらいの農業振興課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 食品表示(品質事項)の適正化に関する事。 (3) 米の適正な流通の確保に関する事。 (4) 米、麦および大豆の生産計画および奨励に関する事。 (5) 米、麦および大豆の種苗に関する事。 (6) 米の需給調整に関する事。 (7) 経営所得安定対策に関する事。 (8) 農作業安全および農業機械に関する事。 (9) 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録および監督に関する事。 (10) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例に関する事。
	地域農業戦略室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域農業の発展戦略に関する事。 (2) 地域農業の担い手育成に関する事。 (3) 農業経営基盤強化の推進に関する事。 (4) 農地中間管理事業に関する事。 (5) 経営構造対策に関する事。 (6) 協同農業普及事業に関する事。 (7) 農村の男女共同参画および高齢者対策に関する事。 (8) 農業経営および地域農業の活性化に係る普及指導に関する事。 (9) 農業技術振興センターに関する事。 (10) 農産関係試験研究に関する事。
	食のブランド推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農水産物のマーケティング戦略の推進に関する事。 (2) 地消地産の推進に関する事。 (3) 農業の6次産業化に関する事。 (4) 地方卸売市場に関する事。 (5) 食育に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。) (6) 野菜、果樹、花き、茶その他特用農産物の生産計画、集出荷計画および奨励に関する事。 (7) 野菜、果樹、花き、茶その他特用農産物の種苗に関する事。 (8) 青果物の価格安定対策に関する事。
	みどりの食料戦略室	<ul style="list-style-type: none"> (1) みどりの食料システム戦略の推進に関する事。 (2) 滋賀県環境こだわり農業推進条例の施行に関する事。 (3) 環境こだわり農業の振興に関する事。 (4) 環境こだわり農産物の消費拡大に関する事。 (5) 環境こだわり農業審議会に関する事。 (6) 環境保全型農業直接支払交付金に関する事。 (7) 有機農業の推進に関する法律の施行に関する事。

	(8) 農業生産工程の推進に関すること。 (9) 食の安全に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。) (10) 野生獣の農作物被害防止対策に関すること。 (11) 病虫害防除所に関すること。 (12) 農作物の病虫害防除および農業生産環境に関すること。 (13) 農薬に関すること。 (14) 肥料および肥料検査に関すること。 (15) 土壌保全に関すること。 (16) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関すること。 (17) 農業排水対策に関すること。
--	--

第6条の表農政水産部の部農業経営課の款を削り、同部畜産課の款中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同款に次のように加える。

近江牛流通対策室	(1) 近江牛の流通対策に関すること。 (2) 食肉センターに関すること。
----------	--

第6条の表会計管理局の部管理課の款中第21号を第23号とし、第12号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 滋賀県契約審議会に関すること。

第6条の表会計管理局の部管理課の款中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 滋賀県が締結する契約に関する条例の施行に関すること。

第6条の表会計管理局の部管理課の款の次に次のように加える。

工事検査課	(1) 県営工事の検査に関すること。
-------	--------------------

第8条第1項の表大津・南部農業農村振興事務所の款田園振興課の項中「基盤整備第二係」の右に「基盤整備第三係」を加え、同表湖北農業農村振興事務所の款田園振興課の項中「農地農村保全第一係、農地農村保全第二係」を「農地農村保全係」に改め、同表湖東土木事務所の款道路計画課の項中「道路整備係」を「道路整備第一係、道路整備第二係」に改め、同条第2項の表南部健康福祉事務所甲賀健康福祉事務所湖北健康福祉事務所の項および東近江健康福祉事務所湖東健康福祉事務所の項中「総務係」の右に「健康危機管理係」を加え、同表高島健康福祉事務所の項中「医療福祉連携係」を「健康危機管理係、医療福祉連携係」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「相談支援係」を「更生相談係」に改め、同表中央子ども家庭相談センターの項および彦根子ども家庭相談センターの項中「判定係」を「心理支援係」に改め、同表大津・高島子ども家庭相談センターの項中「判定係」を「心理支援係、保護係」に改め、同条第6項の表管理課の項中「経理用地係」を「総務経理係、用地係」に改める。

第11条の表畜産技術振興センターの款中「近江牛係」を「近江牛第一係、近江牛第二係」に改め、「技術指導係」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる部課の参事、総括補佐、課長補佐、副参事、主幹、副主幹または主査を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局の参事、総括補佐、課長補佐、副参事、主幹、副主幹または主査を命ぜられたものとする。

総合企画部情報政策課	総合企画部DX推進課
総務部検査課	会計管理局工事検査課
文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課	文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局
文化スポーツ部競技力向上対策課	
農政水産部食のブランド推進課	農政水産部みらいの農業振興課
農政水産部農業経営課	

3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局に勤務を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

総合企画部情報政策課情報基盤係長	総合企画部DX推進課情報基盤係長
総合企画部情報政策課県庁デジタル化推進係長	総合企画部DX推進課県庁DX推進係長
文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課施設調整係長	文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局施設調整室会場調整係長
健康医療福祉部健康寿命推進課がん・疾病対策・母子保健係長	健康医療福祉部健康寿命推進課がん・疾病対策係長
商工観光労働部労働雇用政策課能力開発・人材育成係長	商工観光労働部労働雇用政策課能力開発支援係長
商工観光労働部観光振興局観光推進室映像誘致係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室映像誘致係長
農政水産部農業経営課水田農業・作物振興係長	農政水産部みらいの農業振興課水田農業・作物振興係長
農政水産部農業経営課地域農業戦略室参事	農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室参事
農政水産部農業経営課地域農業戦略室室長補佐	農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室室長補佐
農政水産部農業経営課地域農業戦略室戦略推進係長	農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室戦略推進係長
農政水産部農業経営課地域農業戦略室普及革新係長	農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室普及革新係長
会計管理局会計課出納係長	会計管理局会計課資金管理・出納係長
湖北農業農村振興事務所田園振興課農地農村保全第一係長	湖北農業農村振興事務所田園振興課農地農村保全係長
精神保健福祉センター相談支援係長	精神保健福祉センター更生相談係長
中央子ども家庭相談センター判定係長	中央子ども家庭相談センター心理支援係長
大津・高島子ども家庭相談センター判定係長	大津・高島子ども家庭相談センター心理支援係長
畜産技術振興センター近江牛係長	畜産技術振興センター近江牛第一係長

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第24号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第71号から第73号までを次のように改める。

(71)から(73)まで 削除

第11条第26号中「児童福祉法施行令」の右に「(昭和23年政令第74号)」を加え、同条第27号中「児童福祉法施行規則」の右に「(昭和23年厚生省令第11号)」を加える。

第16条第71号中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(71)の2 同規則第60条第2項の規定による建築に関する証明書等の交付(東近江土木事務所長および湖東土木事務所長に限る。)

第16条第127号中「、第63条第3項第6号または第68条の69第3項第6号」を「および第63条第3項第6号」に改め、同条第128号中「、第63条第3項第5号イおよび第68条の69第3項第5号イ」を「および第63条第3項第5号イ」に改め、同条第130号の2を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第25号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表防災危機管理局長の項の次に次のように加える。

国スポ・障スポ大会局長	国スポ・障スポ大会局	国スポ・障スポ大会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------	------------	--------------------------------

第3条第1項の表地域デジタル化連携推進室長の項中「地域デジタル化連携推進室長」を「地域DX連携推進室長」に、「情報政策課」を「DX推進課」に、「地域デジタル化連携推進室の」を「地域DX連携推進室の」に改め、同表交流推進室長の項の次に次のように加える。

総務企画室長	国スポ・障スポ大会局	局長の指揮監督を受け、総務企画室の事務を掌理する。
競技・式典室長	国スポ・障スポ大会局	局長の指揮監督を受け、競技・式典室の事務を掌理する。
施設調整室長	国スポ・障スポ大会局	局長の指揮監督を受け、施設調整室の事務を掌理する。
競技力向上対策室長	国スポ・障スポ大会局	局長の指揮監督を受け、競技力向上対策室の事務を掌理する。

第3条第1項の表家庭支援推進室長の項の次に次のように加える。

産業ひとづくり推進室長	労働雇用政策課	課長の指揮監督を受け、産業ひとづくり推進室の事務を掌理する。
-------------	---------	--------------------------------

第3条第1項の表観光推進室長の項中「観光推進室長」を「シガリズム推進室長」に、「観光推進室の」を「シガリズム推進室の」に改め、同表地域農業戦略室長の項中「農業経営課」を「みらいの農業振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

食のブランド推進室長	みらいの農業振興課	課長の指揮監督を受け、食のブランド推進室の事務を掌理する。
みどりの食料戦略室長	みらいの農業振興課	課長の指揮監督を受け、みどりの食料戦略室の事務を掌理する。
近江牛流通対策室長	畜産課	課長の指揮監督を受け、近江牛流通対策室の事務を掌理する。

第5条の表副館長の項中「琵琶湖博物館」を「琵琶湖文化館 琵琶湖博物館」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第26号

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「防災危機管理局長」の右に「、国スポ・障スポ大会局長」を加え、「、地域デジタル化連携推進室長」を削り、「文化財活用推進・新文化館開設準備室長」の右に「、総務企画室長、競技力向上対策室長」を加え、「農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長」を「地域農業戦略室長、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長」に改め、「交通安全対策室長」の右に「、建築指導室長」を加え、「、河川・港湾室長および水源地域対策室長」を「および河川・港湾室長」に改め、「琵琶湖文化館の館長」の右に「、美術館の副館長」を、「県民活動・協働推進室長」の右に「、地域DX連携推進室長」を、「交流推進室長」の右に「、競技・式典室長、施設調整室長」を加え、「観光推進室長」を「産業ひとづくり推進室長、シガリズム推進室長」に改め、「ピワイチ推進室長」の右に「、農業団体指導検査室長、近江牛流通対策室長」を加え、「建築指導室長」を「水源地域対策室長」に、「保健所、子

ども家庭相談センター」を「保健所、食肉衛生検査所、子ども家庭相談センター」に、「南部流域下水道事務所、北部流域下水道事務所、衛生科学センター、工業技術総合センター」を「衛生科学センター」に、「東近江農業農村振興事務所および家畜保健衛生所」を「および東近江農業農村振興事務所」に改め、「琵琶湖博物館の課長」の右に「家畜保健衛生所の家畜検査センター所長」を加え、「公文書館および美術館の副館長」を削り、「湖北森林整備事務所、食肉衛生検査所」を「湖北森林整備事務所」に、「病害虫防除所、総合保健専門学校」を「病害虫防除所、南部流域下水道事務所、北部流域下水道事務所、総合保健専門学校」に改め、「淡海学園」の右に「工業技術総合センター」を加え、「家畜検査センター所長」を「支所長」に、「政策推進課長ならびに」を「政策推進課長、公文書館および琵琶湖文化館の副館長ならびに」に、「近代美術館」を「美術館」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第27号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

別表中「教育委員会事務局」を「学校以外の教育機関」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓

令

滋賀県訓令第2号

滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和2年滋賀県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2号ウおよび第3号ア中「情報政策課」を「DX推進課」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第3号

滋賀県事務決裁規程（昭和55年滋賀県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第8号中「防災危機管理局副局長」の右に「国スポ・障スポ大会局長」を加える。

第9条第1項の表本庁の部課長の項中「係長（）」の右に「国スポ・障スポ大会局、」を加え、同表地方機関の部琵琶湖文化館の款館長の項中「館長が指定する者」を「副館長」に改める。

別表(1)本庁共通決裁事項の表22の部8の項中「検査課」を「工事検査課」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

